

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（1）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
福井県三方郡美浜町 新庄 158号三反田 5番 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	1	1	・平成 28 年 3 月 22 日処理開始
		平成 28 年 5 月	4	5	
		平成 28 年 6 月	1	6	・平成 28 年 6 月 2 日処理終了
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成 28 年 4 月 22 日	平成 28 年 5 月 27 日	0.0000021	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.0000091	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成 28 年 4 月 22 日 ～23 日	平成 28 年 5 月 27 日	0.00066	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.011	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了 <sup>※1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
京都府綴喜郡宇治田原町 大字禅定寺小字吹上ケ8番1 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成28年4月	1	1	・平成28年3月23日処理開始
		平成28年5月	0	1	
		平成28年6月	2	3	
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	（計画中）	—	—	0.01	0.1 <sup>※2</sup>
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			—	0.01	0.1 <sup>※3</sup>
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m <sup>3</sup>	（計画中）	—	—	—	0.5 <sup>※4</sup>
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			—	—	0.6 <sup>※5</sup>

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（3）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了 <sup>*1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
大阪府吹田市 千里万博公園 101 番 9	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 6 日処理開始
		平成 28 年 5 月	2	2	
		平成 28 年 6 月	2	4	
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成 28 年 3 月 30 日 （洗浄溶剤充填日）	平成 28 年 4 月 25 日	0.0000048	0.01	0.1 <sup>*2</sup>
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.0000075	0.01	0.1 <sup>*3</sup>
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成 28 年 3 月 30 日 ～31 日	平成 28 年 4 月 25 日	0.00091	—	0.5 <sup>*4</sup>
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.022	—	0.6 <sup>*5</sup>

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化处理実績等（４）

### 1. 無害化处理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了* <sup>1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
大阪府東大阪市 新家一丁目 45 番 1 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 19 日処理開始
		平成 28 年 5 月	0	0	
		平成 28 年 6 月	3	3	
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化处理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成 28 年 4 月 18 日	平成 28 年 5 月 27 日	0.00011	0.01	0.1 ※ <sup>2</sup>
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.00013	0.01	0.1 ※ <sup>3</sup>
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成 28 年 4 月 18 日 ～19 日	平成 28 年 5 月 27 日	0.00056	—	0.5 ※ <sup>4</sup>
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.026	—	0.6 ※ <sup>5</sup>

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（5）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了 <sup>※1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
千葉県袖ヶ浦市長浦 字拓式号 580 番 294 外	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 26 日処理開始
		平成 28 年 5 月	1	1	
		平成 28 年 6 月	2	3	・平成 28 年 6 月 24 日処理終了
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等 (6)

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了 <sup>*1</sup> 台数)			備 考
		年 月	月計 (台)	累計 (台)	
兵庫県神戸市西区伊川谷町 布施畑字大阪谷 1073 番 及び字柏木谷 1085 番 2	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成 28 年 4 月			・平成 28 年 5 月 31 日処理開始
		平成 28 年 5 月	0	0	
		平成 28 年 6 月	0	0	
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日 (マニフェスト処分終了日) でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	(計画中)	-	-	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			-	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	(計画中)	-	-	-	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			-	-	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) に定める排ガスの排出許容限界 (液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用)

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準 (廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準